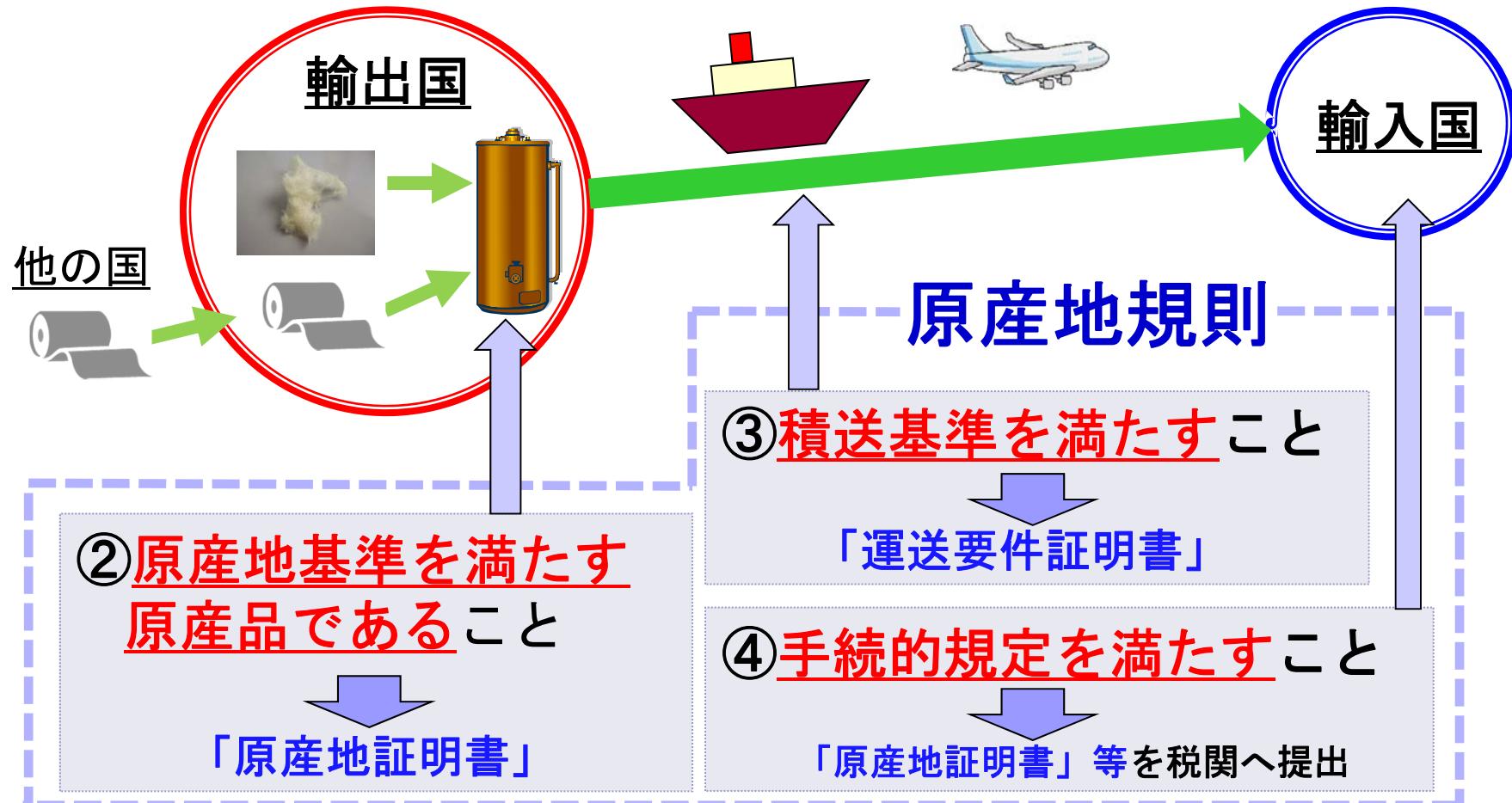


経済連携協定における 原産地規則

横浜税関 業務部 原産地調査官

どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか？

①EPA特恵税率が設定されていること ➡ 「譲許表」



①「EPA特恵税率が設定されていることを どのように確認するのか？

EPA特恵税率の設定確認(輸入)

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第18類 ココア及びその調製品

「実行関税率表」で確認

各EPAの譲許表を取りまとめ、
現時点で適用される税率を掲載

EPA特恵税率

関税率(経済連携協定)
Tariff rate (EPA)

統計番号 番号 HS code	品名 Description	関税率 Tariff rate					EPA特恵税率						
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei
18.01 1801.00000	力力才豆(生のもの及びいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.02 1802.00000	力力才豆の殻、皮その他のくず	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.03 1803.10000 1803.20000	ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。) 脱脂しないもの 完全に又は部分的に脱脂したもの	10% 20%		5% 10%	3.5% 7%	無税 無税	無税 1.3%	×	無税 無税	0.4% 0.9%	0.4% 0.9%	無税 1.8%	1.3% 2.5%
18.04 1804.00000	力力才脂	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.05 1805.00000	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	21.5%		12.9%	10.5%	無税	1.6%	×	無税	3.8%	3.8%	2.6%	5.9%
18.06 1806.10000 1806.20000	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 1 砂糖を加えたもの 2 その他のもの その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が1キログラムを超えるもの及び以降する形状のもので、正味接包装したものに限る。)												29.8% 13.6%

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

■ EPA特恵税率の設定確認(輸出)

World TariffSM
HS Number Search 「World Tariff」で確認

Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 Entering Mexico

仕向け国/輸出先
Mexico
類/部名
メキシコに自動車(8703.90)を輸出する場合。

87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories
8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR
テキスト 番号 | リセット Submit
Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof
Section Notes Chapter Notes End Notes

日本貿易振興会(JETRO)が契約しているWorld Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます(JETROのHPからユーザー登録が必要です(無料))。

(JETRO:世界各国の関税率)

世界各国の関税率

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「World Tariff」です。ジットと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「World Tariff」をご利用いただけます。
※「World Tariff」を利用したデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。
※ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承認ください。
※JETROが「World Tariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。
※データの更新状況はリリースセンターの「World Tariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

本ページに関するご意見・ご感想
JETROビジネスライブラリー
E-mail:JUB-tariff@jetro.go.jp

国	税率	協定
Israel	Free	European Union Trade Agreement
Italy	Free	Israel Trade Agreement
Jamaica	20%	European Union Trade Agreement
Japan	Free 12, 50, 60	MFN Applied
Jordan	20%	Mexico-Japan Free Trade Agreement
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Uganda	20%	MFN Applied

日メキシコEPAを利用すれば、メキシコにおいて、関税無税で輸入することができる。

②「原産地基準を満たす原産品であること」を どのように確認するのか？

■ 輸出入產品の原産性の確認

各協定の条文(原産品の規定)を確認

■ 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等(平成24年4月1日現在)

各EPAに係るステーシング表(我が国が約束した関税率の一覧表)、実行関税率表(各EPA税率を含む)については以下をご覧ください。

▶ [ステーシング表](#)
▶ [実行関税率表](#)

**税関HP→経済連携協定(FTA/EPA)
→締結済各EPAの概要、協定条文等**

EPAの概要	協定テキスト (外務省ホームページへのリンク)	原産地規則
① 交渉開始 ② 大綱合意 ③ 署名 ④ 対応日	協定テキスト (外務省ホームページへのリンク)	原産地規則
(1)締結済		
シンガポール ・関税分科会資料 [264kb, PDF]	① 13年1月 ② 13年10月 ③ 14年1月 ④ 14年11月30日	・協定本体、実施取締、他 ・品目別原産地規則(改正附属書IIA)[404kb, PDF] (外務省ホームページへのリンク)

改正議定書
<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

関税局・税関の組織

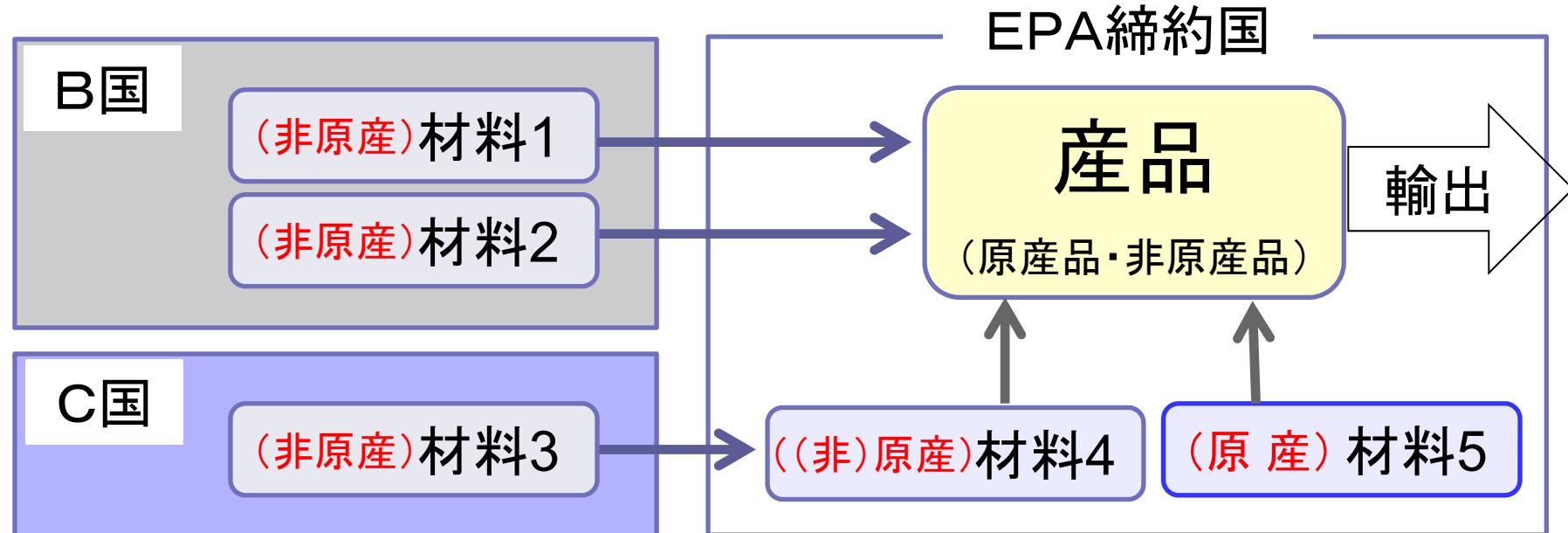
- ▶ 関税局・税関の紹介
- ▶ 関税中央分析所・税関研修所
- ▶ 税関所在案内
- ▶ 所管の法人に関する情報
- ▶ 採用案内

関税政策・税關行政

- ▶ 所管法令等
- ▶ 特殊関税
- ▶ 審議会・研究会

原産品・原産材料・非原産材料について

◎ 原産品… 各EPA上の原産地基準を満たす产品



- 材料… 他の产品的な生産に使用される产品
- 原産材料… 各EPA上の原産地基準を満たす材料
- 非原産材料… 原産材料以外の材料

原産品の規定(日タイEPAの例)

【第28条 原産品】(協定本体:第3章 原産地規則)

- 1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品は、締約国の原産品とする。
 - (a)当該締約国において完全に得られ、又は生産される產品であって、2に定めるもの **完全生産品**
 - (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される產品 **原産材料のみから生産される產品**
 - (c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される產品であって、附屬書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの **実質的変更基準を満たす產品**

原産品の3つの種類（基本的な考え方）

(a) 完全生産品

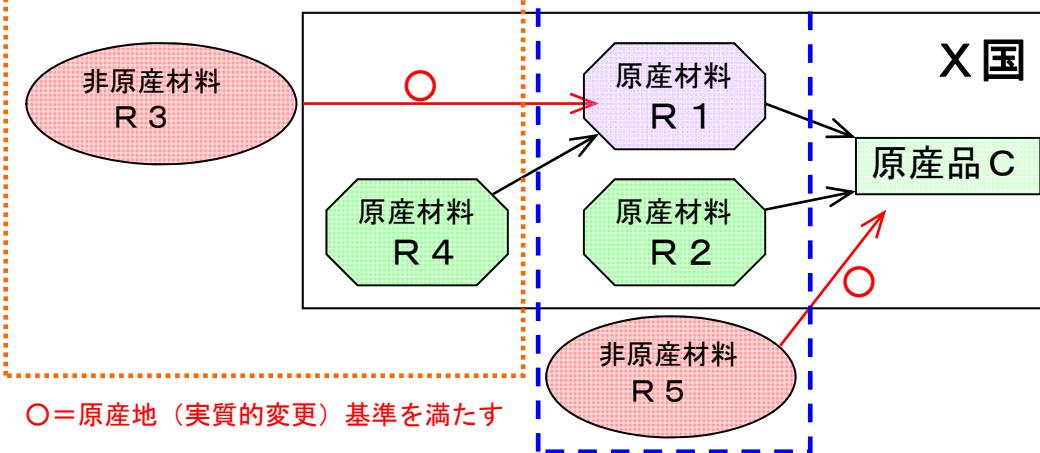
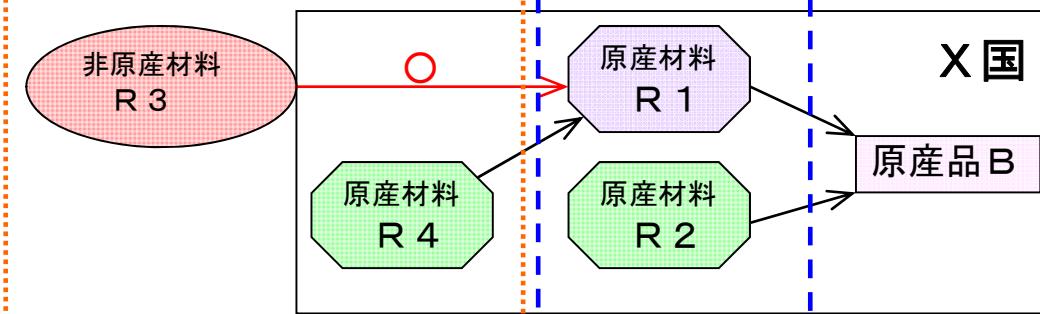
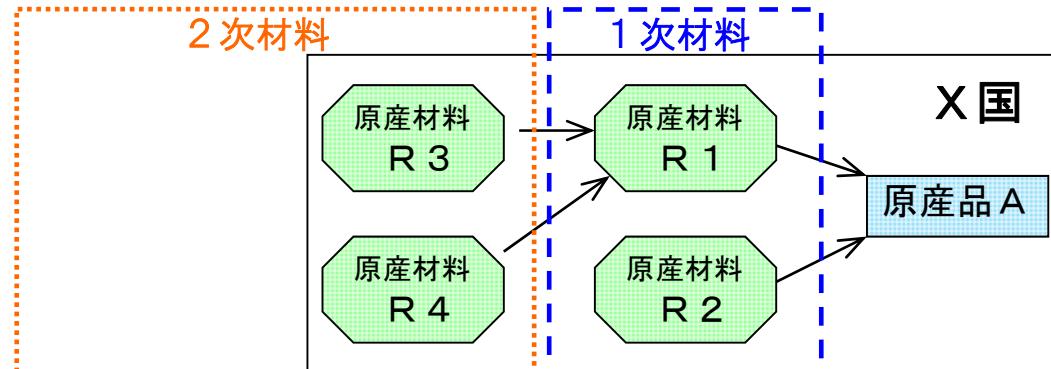
材料をどこまで遡って
も原産材料のみ

(b) 原産材料のみから 生産される产品

1次材料はすべて原産
材料であるが、材料を
遡るとどこかで非原産
材料が使われている

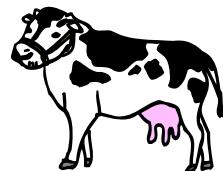
(c) 実質的変更基準 を満たす产品

1次材料のうち少なく
とも1つは非原産材料
が使われている



○=原産地（実質的変更）基準を満たす

(a)完全生産品(日タイEPAの例)



(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる产品
(牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
(果実、切り花等)

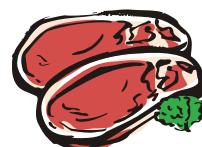


(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)



(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の产品
(公海で捕獲した魚等)

(g)～(k) 略



(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品
((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

原産品の規定(日タイEPAの例)

【第28条 原産品】

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品

原産材料のみから生産される产品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される产品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす产品

→品目別規則(第73類一部抜粋)

產品のH.S番号	上記productが満たすべき規則
七三・〇一～七三・一〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項のproductへの開税分類の変更を必要としない。）。
七三・一・一～七三・二・八三	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・一・一～七三・二・八三号までの各号のproductへの開税分類の変更を必要としない。）。
七三・二・九〇～七三・三・一〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・二・九〇～七三・三・一〇号までの各号のproductへの開税分類の変更を必要としない。）。
七三・三・九一～七三・三・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・三・九一～七三・三・九九号までの各号のproductへの開税分類の変更を必要としない。）。
七三・四・一〇～七三・四・一九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・四・一〇～七三・四・一九号までの各号のproductへの開税分類の変更を必要としない。）。

(c) 実質的変更基準を満たす產品(日タイEPAの例)

実質的変更基準の3つの種類

ア) 関税分類変更基準



非原産材料と產品のHS番号に特定
(類、項又は号)の変化があれば、實
質的変更があったとする基準

イ) 付加価値基準



付加された価値(=原産
資格割合)がある条件以
上であれば、實質的変更
があったとする基準

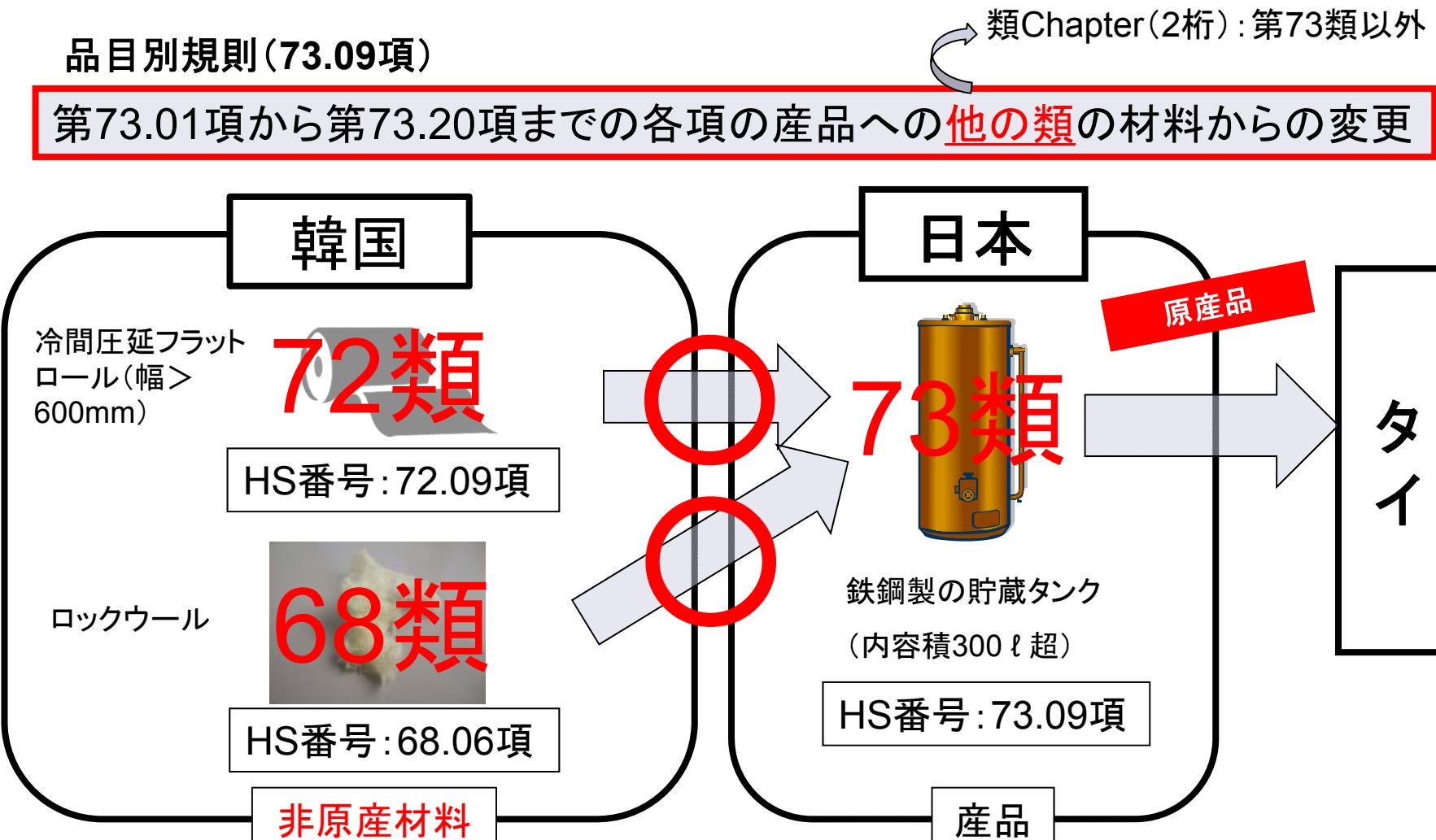
ウ) 加工工程基準



非原産材料に特定の加工工程がほど
こされれば、實質的変更があったとす
る基準

⇒ 実質的変更基準は、品目別規則において、產品の品目毎に上記のいずれかの基準
が単独又は組み合わせて規定されています。

ア) 関税分類変更基準-1(日タイEPAの例)

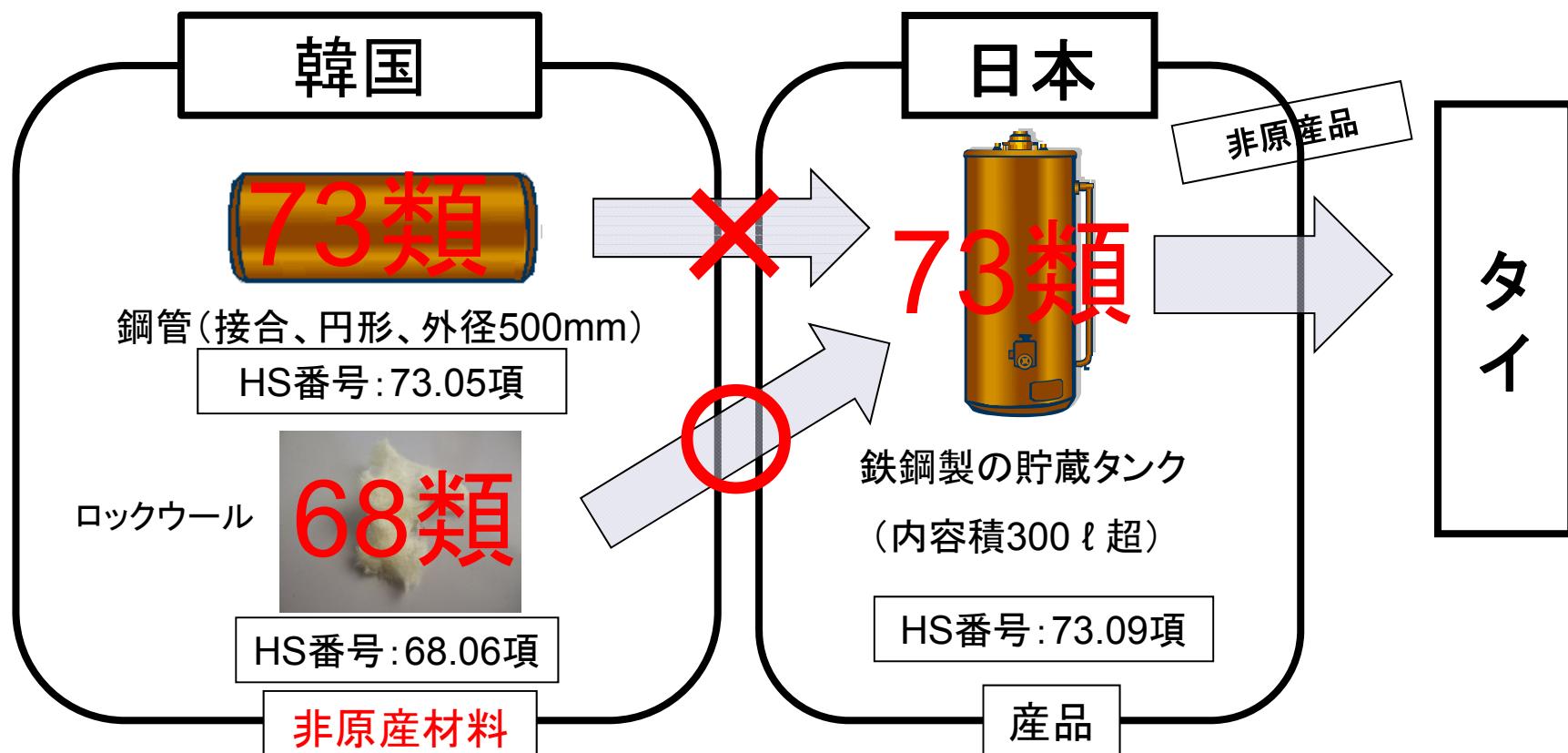


ア) 関税分類変更基準-2(日タイEPAの例)

品目別規則(73.09項)

類Chapter(2桁) : 第73類以外

第73.01項から第73.20項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

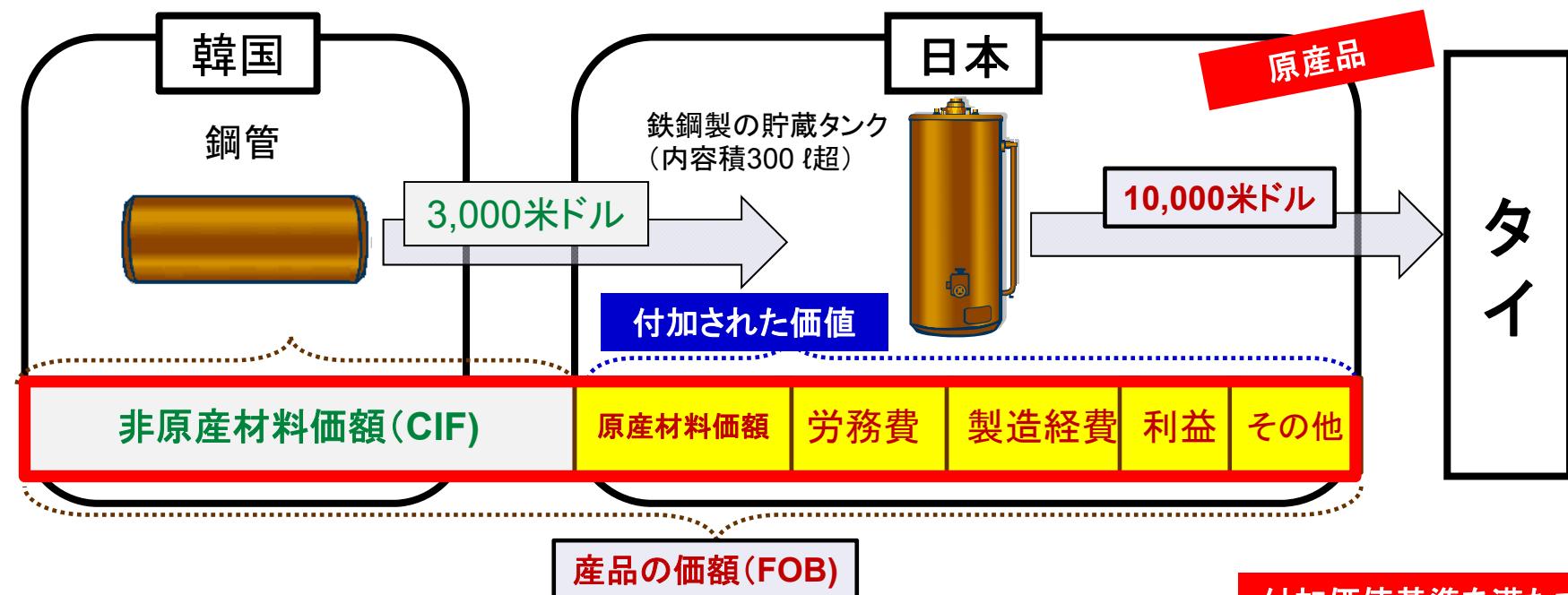


※関税分類変更基準を満たす必要がある材料は非原産材料のみ

イ)付加価値基準-1(日タイEPAの例)

品目別規則(73.09項)

原産資格割合が40%以上であること(第73.01項から第73.20項までの各項の產品への關稅分類の変更を必要としない。)

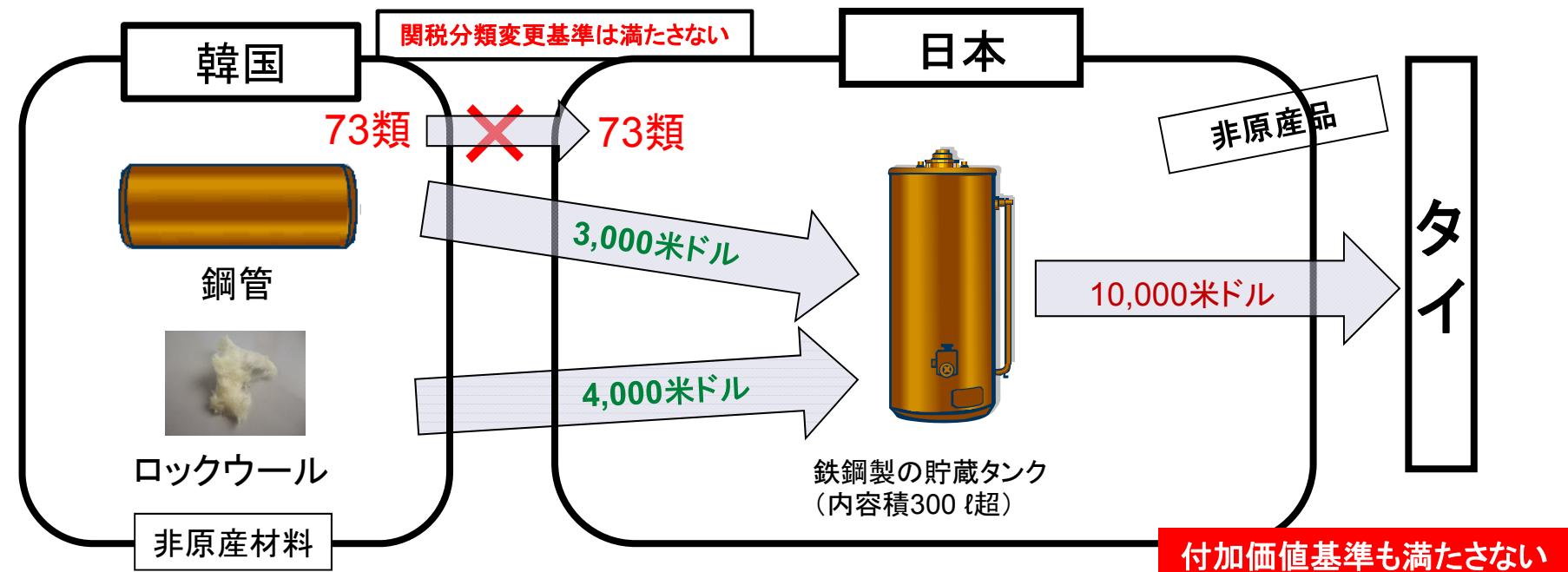


$$\text{原產資格割合} = \frac{\text{產品の価額} - \text{非原產材料價額}}{\text{產品の価額}} = \frac{10,000 \text{米ドル} - 3,000 \text{米ドル}}{10,000 \text{米ドル}} = 70\% \geq 40\%$$

イ)付加価値基準-2(日タイEPAの例)

品目別規則(73.09項)

原産資格割合が40%以上であること(第73.01項から第73.20項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。)



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{產品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の価額}} = \frac{10,000\text{米ドル} - 7,000\text{米ドル}}{10,000\text{米ドル}} = 30\% \geq 40\% \quad \times$$

ウ) 加工工程基準 (日タイEPAの例)

① 関税分類変更基準

号の変更⇒HS番号の少なくとも6桁目の変更があればよい

又は

② 付加価値基準

原産資格割合40%以上
→付加価値40%以上

又は

③ 加工工程基準

非原産材料について化学反応、精製、異性体分離の工程若しくは生物工学的工程を経ること

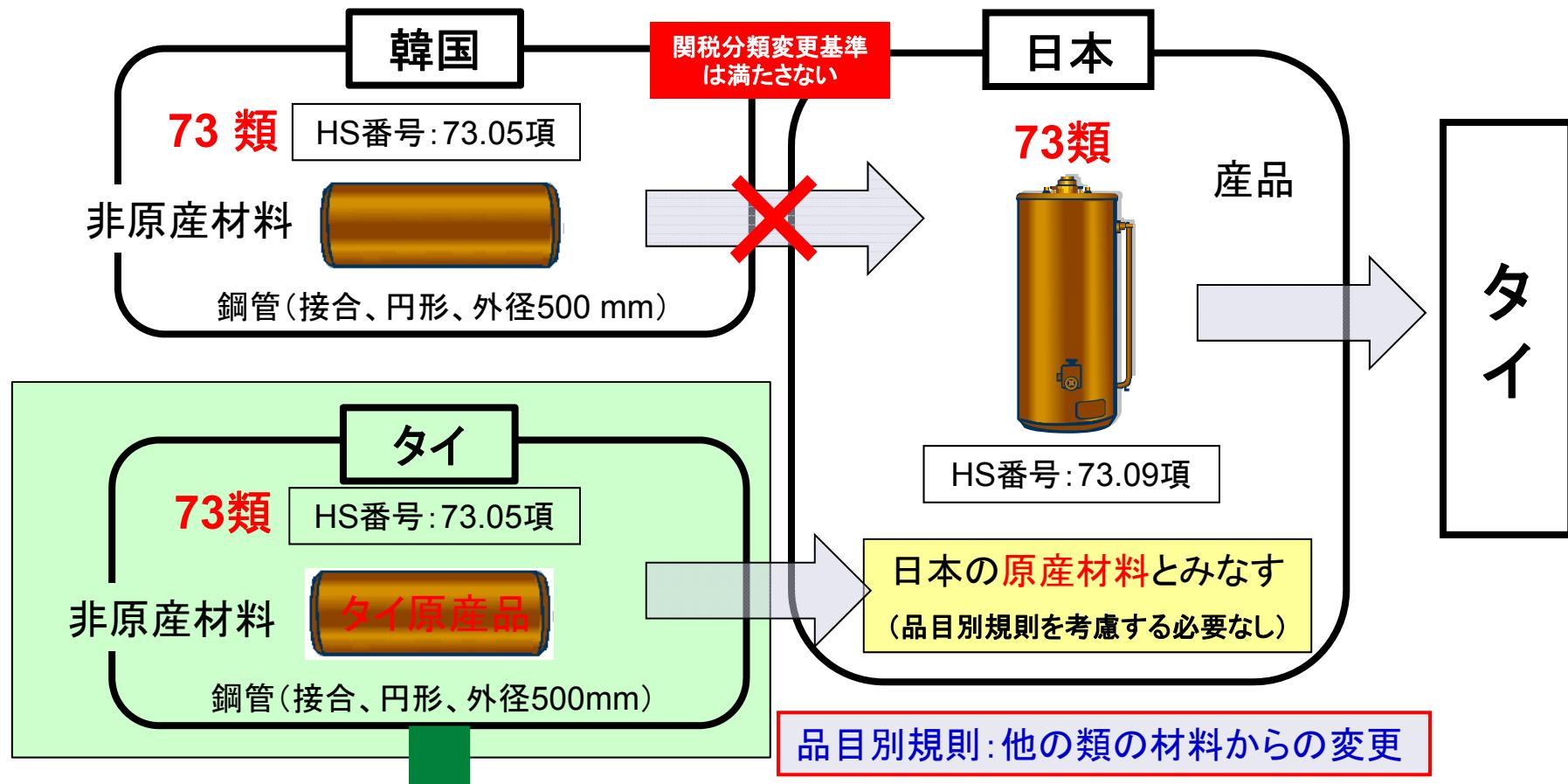
品目別規則(第29類一部抜粋)

二九〇一・一〇一二九〇五・四二

<p>(3) 第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号のproductへの関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号のproductへの関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号のproductへの当該各号以外の号の材料からの変更、</p> <p>第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号のproductへの当該各号以外の号の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号のproductへの関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号のproductへの関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二九〇六・一号のproductへの他の類の材料からの変更（第三三・〇一項の材料か</p>	<p>(2) 第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号のproductへの当該各号以外の号の材料からの変更、</p>	<p>(1) 第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号のproductへの当該各号以外の号の材料からの変更、</p>
---	---	---

実質的変更基準の例外-1(日タイEPAの例)

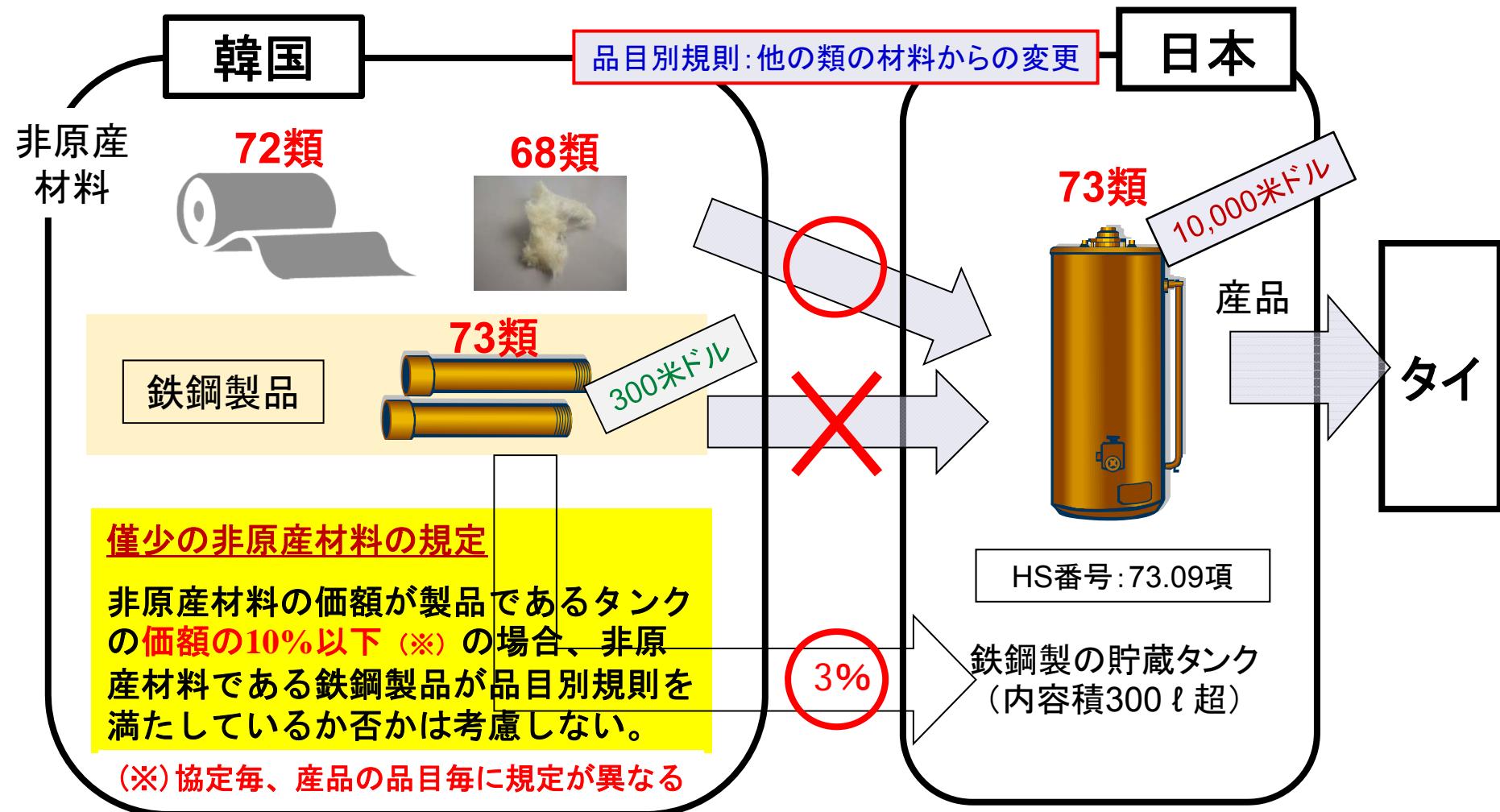
i) 累積 (原産品の範囲を広げる規定) 【タイ協定第29条】



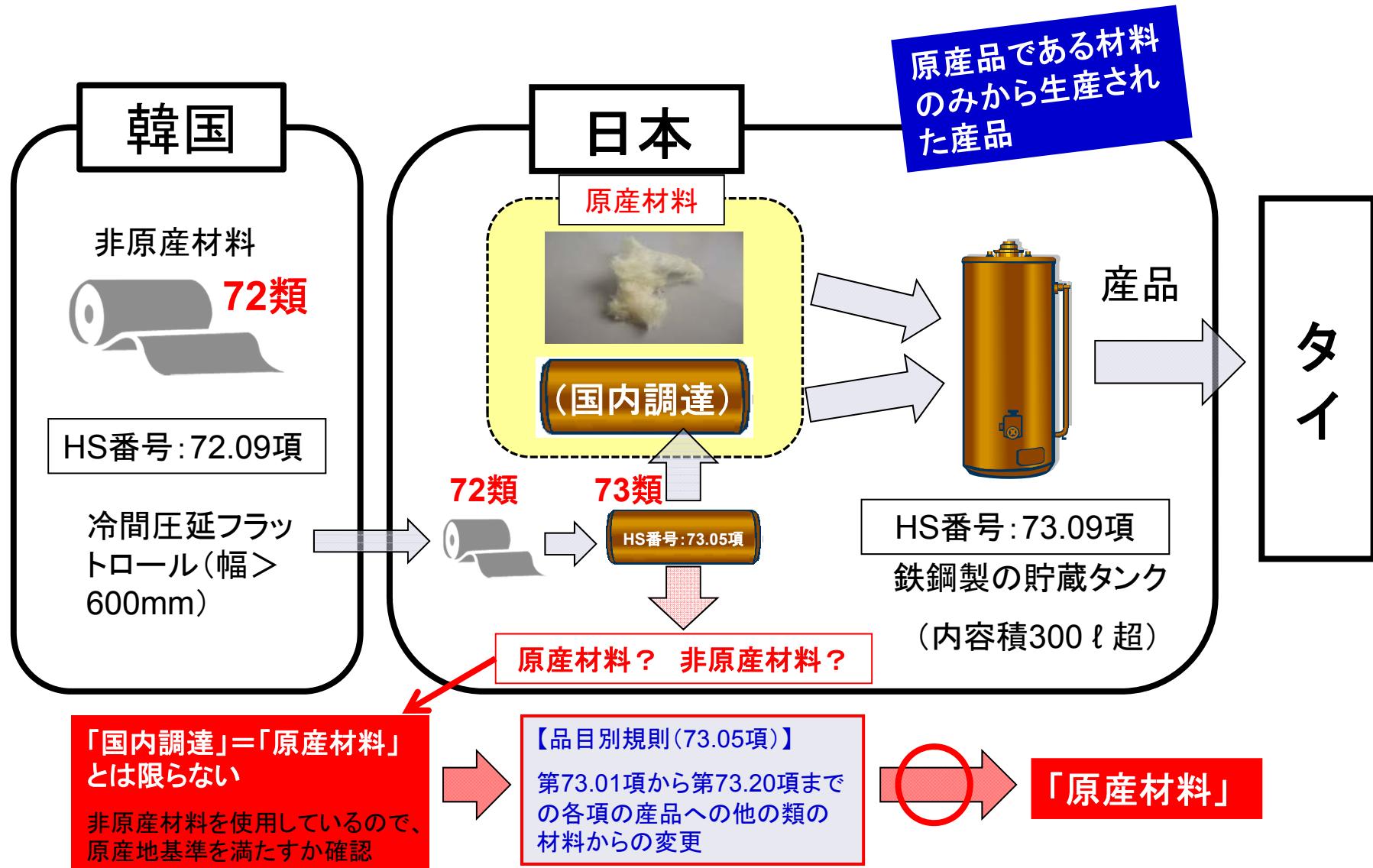
日本で製造される产品にとっては非原産材料だが、この規定の適用によりEPA相手国の原産品は、日本の原産材料とみなすことができる。

実質的変更基準の例外-2(日タイEPAの例)

ii) 僅少の非原産材料 (原産品の範囲を広げる規定) 【タイ協定第30条】



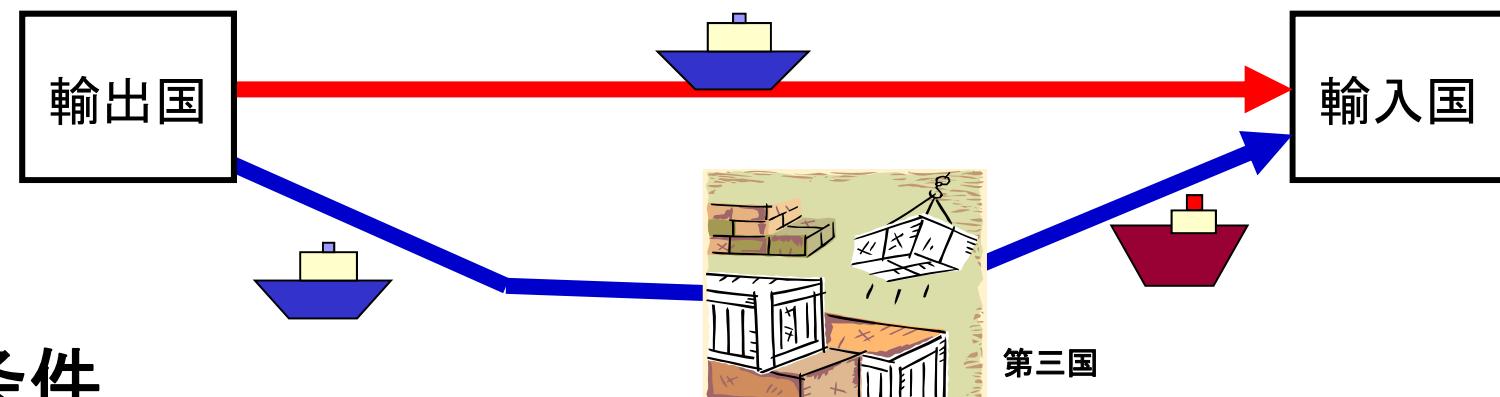
(b) 原産材料のみから生産される产品(日タイEPAの例)



③「積送基準を満たすこと」を どのように確認するのか？

■ 積送基準の確認(日タイEPAの例)

貨物が輸入国に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



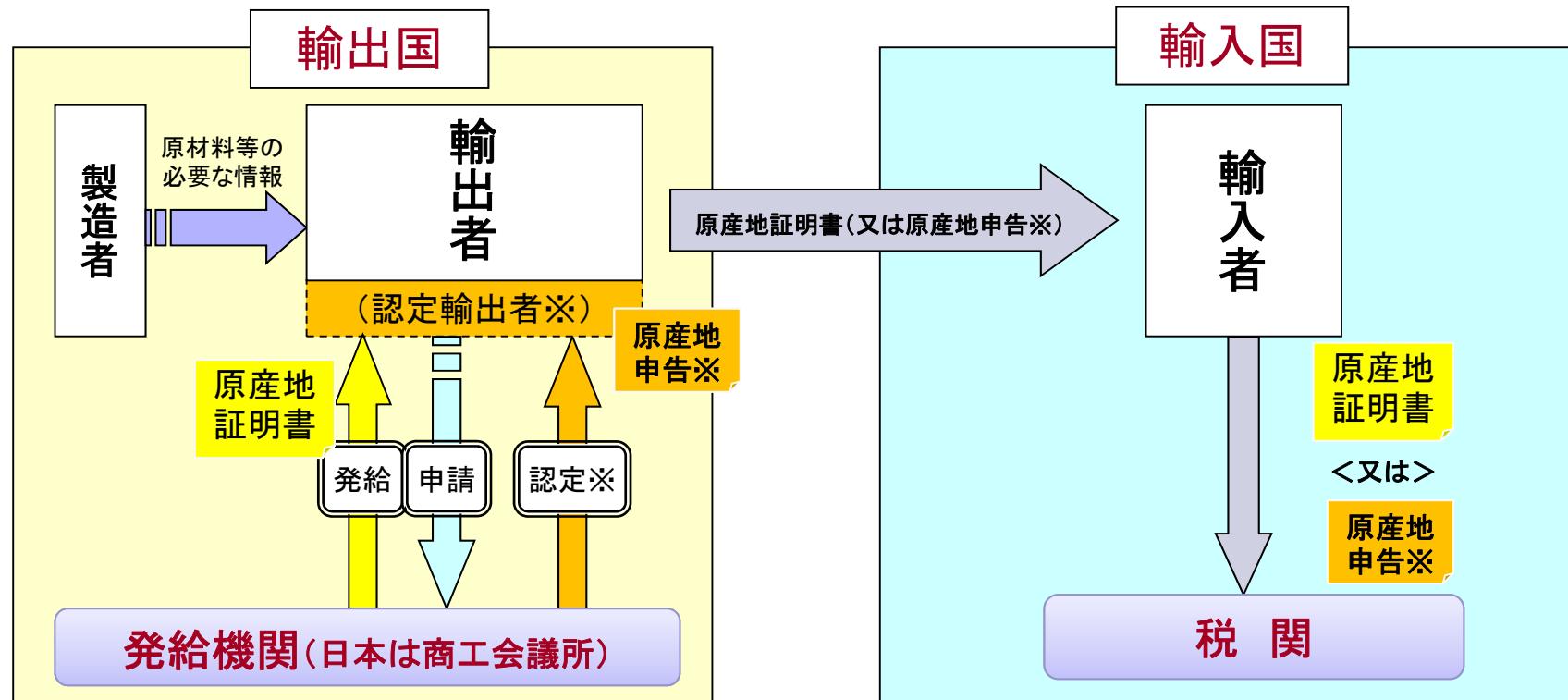
条件

- 直接運送されること**
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ**

④「手続的規定を満たすこと」を どのように確認するのか？

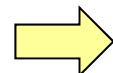
■ 原産地証明書の入手

※スイス、ペルー、メキシコEPAのみに導入



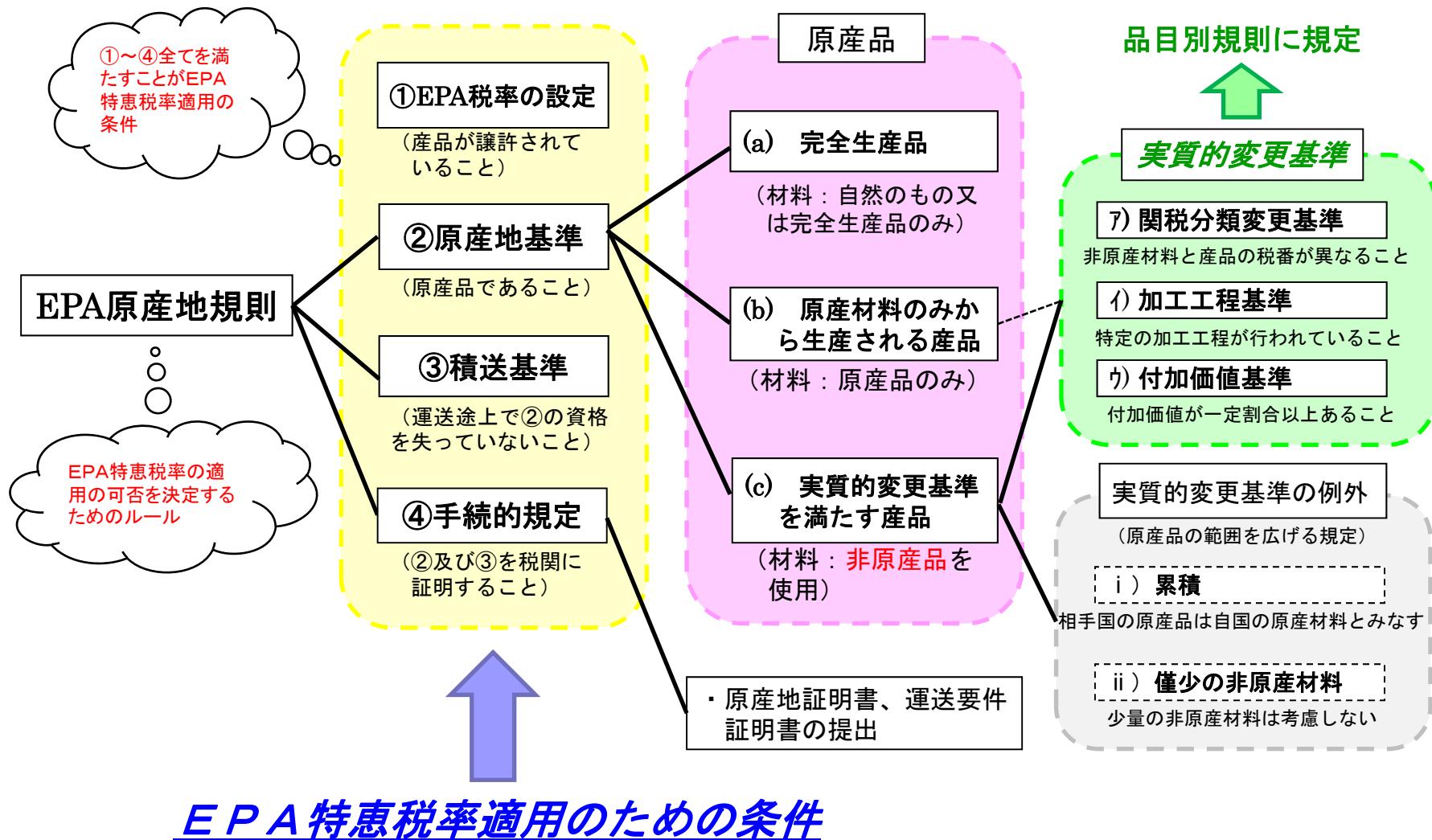
■ 運送要件証明書の入手

第三国を経由して輸入される場合



通し船荷証券 (Through BL) の写し等を税関へ提出

【まとめ】EPA原産地規則の構成



税関からのお願い

「文書による事前教示」
をご利用ください！



カスタム君

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前にEPA特恵税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際し、3年間尊重される

などのメリットがあります。○○

詳しくは税関HP
をご覧ください

EPAに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先



EPAを利用した輸出入全般について

日本貿易振興機構 (JETRO) <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>



お電話

在日本企業の方 → ビジネス情報サービス課（貿易投資相談受付専用） ☎ 03-3582-5651

在海外企業の方 → 進出企業支援課 ☎ 03-3582-5017



インターネット

EPAアドバイザー <http://www.jetro.go.jp/services/advisor/>



経済産業省 通商政策局 経済連携課

お電話

03-3501-1595

FAX

03-3501-1592



インターネット

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/

メール

epa-soudan@meti.go.jp

特定原産地証明書の発給について

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

お電話

03-3283-7850

FAX

03-3216-6497

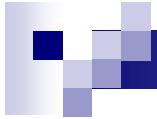


インターネット

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

メール

tokuteico@jcci.or.jp



EPA原産地規則に係る 問い合わせ先

- 函館税関業務部原産地調査官： 0138-40-4256
- 東京税関業務部原産地調査官： 03-3599-6527
- **横浜税関業務部原産地調査官：** **045-212-6174**
- 名古屋税関業務部原産地調査官： 052-654-4205
- 大阪税関業務部原産地調査官： 06-6576-3196
- 神戸税関業務部原産地調査官： 078-333-3097
- 門司税関業務部原産地調査官： 050-3530-8369
- 長崎税関業務部原産地調査官： 095-828-8665
- 沖縄地区税關原产地調査官： 098-862-8692

輸出入等の税関手続きに係る 問い合わせ先

- 函館税関業務部税関相談官： 0138-40-4261
- 東京税関業務部税関相談官： 03-3529-0700
- **横浜税関業務部税関相談官： 045-212-6000**
- 名古屋税関業務部税関相談官： 052-654-4100
- 大阪税関業務部税関相談官： 06-6576-3001
- 神戸税関業務部税関相談官： 078-333-3100
- 門司税関業務部税関相談官： 050-3530-8372
- 長崎税関業務部税関相談官： 095-828-8619
- 沖縄地区税關税關相談官： 098-863-0099